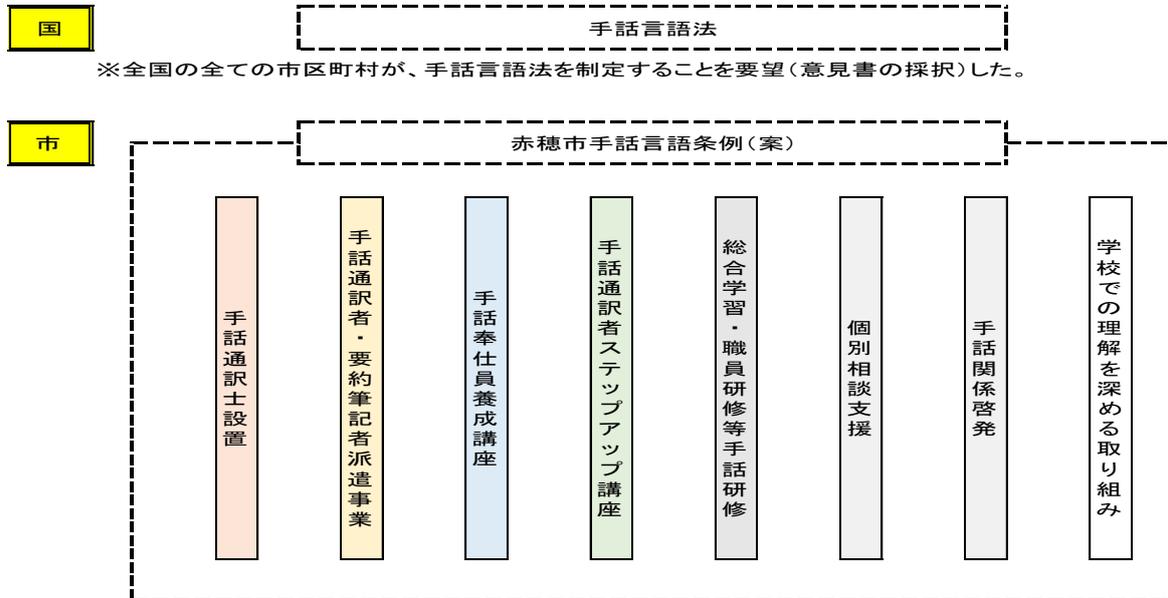


手話言語条例（案）について

1. 本市における意思疎通支援事業について（別添 1）

2. 手話言語条例の位置づけ



3. 兵庫県各市の動向

29市中17市が策定済

- ・平成27年4月1日施行 三木市、明石市、神戸市、篠山市、加東市
- ・平成28年4月1日施行 小野市、宍粟市、丹波市、淡路市
- ・平成28年10月1日施行 加西市
- ・平成28年12月20日施行 宝塚市
- ・平成29年4月1日施行 芦屋市、西脇市、三田市、姫路市、加古川市
- ・平成30年4月1日施行 たつの市

※検討中＝尼崎市、朝来市（2市）

※未策定＝西宮市、川西市、伊丹市、高砂市、豊岡市、養父市、洲本市、南あわじ市、相生市、赤穂市（10市）

4. 手話言語条例（案）について（別添 2）

5. 手話言語条例（案）に関する意見交換会について（別添 3）

6. 今後のスケジュール

- ～12月11日 自立支援協議会委員意見徴取 → 修正作業
- 2月 2月議会にて審議
- 4月1日 条例施行（予定）
- 4月10日 広報あこう、ホームページ等により市民周知